

申告の準備を始めましょう②

令和元年(平成31年)分の確定申告に向けて、今から少しずつ準備を始めましょう。
今月は「雑損控除」についてお知らせします。

このたびの台風19号により被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。
台風などの災害や盗難、横領によって、資産に損害を受けた場合には「雑損控除」を受けることができます。

◆雑損控除の対象になる資産の要件

損害を受けた資産が次の(1)と(2)のいずれにも当てはまること。

(1)資産の所有者が次のイまたは口のいずれかであること

イ 納税者

口 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の方

(2)生活に通常必要な住宅、家具などの資産であること

※事業用の資産や別荘、書画、骨董、貴金属などで1個(組)の価額が30万円を超えるものなどは該当になりません。

◆損害の原因

次のいずれかの場合に限られます。

(1)震災、風水害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害

(2)火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害

(3)害虫(シロアリなど)の生物による異常な災害

(4)盗難

(5)横領

※詐欺や恐喝は該当になりません。

◆雑損控除の金額

次の(1)または(2)のいずれか多い方の金額です。

(1)差引損失額-総所得金額等×10%

(2)差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円

※損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間で限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取り壊し、または除去するために支出した金額などです。

◆差引損失額の計算

差引損失額 = 損害金額 + 災害等に関連したやむを得ない支出の金額 - 保険金などにより補填される金額

※「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額です。

※「災害等に関連したやむを得ない支出の金額」とは「災害関連の支出の金額」に加え、盗難や横領により損害を受けた資産の原状回復のために支出した金額です。

※「保険金などにより補填される金額」とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額です。

◆雑損控除を受けるためには次の書類をご用意ください

・災害等に関連したやむを得ない支出の金額を証する領収書など

・被害状況が分かる写真や罹災(被災)証明書など(ある場合)

・住宅や家財の取得金額が分かるもの(ある場合)

・補填された保険金の金額が分かるもの(該当する場合)

なお詳しくは国税庁のウェブサイト(<http://nta.go.jp>)をご覧ください。

またその他の所得控除などについては「広報おのまち」バックナンバーにてご確認ください。

・医療費控除…平成30年11月号

・収用に伴う所得、住宅借入金等特別控除…平成30年12月号

町では、今回の台風19号により住宅が床上浸水したなど大きな被害を受けた方に対する町税などの減免を行っています。詳しくはお問い合わせください。